

### 家電公取協ニュースの電子化決定、メールマガジン形式で配信へ

#### ◎電子化の概要

家電公取協の機関誌として昭和62年10月に第1号を発行して以来、家電公取協の事業活動を始め、各種調査結果や公正取引委員会等行政の重要施策、発表資料を随時掲載、積極的な情報提供を行ってきた「家電公取協ニュース」が、電子メールとして配信されることになった。

広報消費者関連小委員会の傘下に設けられた家電公取協ニュース電子化PJにおいて検討してきた電子化案が製造業部会、小売業部会で了承され、正式にニュース電子化の運びとなった。

以下、電子化の概要を紹介する。

#### ◎目的

規約の運用を中心とする家電公取協各事業活動の周知、啓発のために、家電公取協ニュースを通じて、迅速かつタイムリーに、より広範な方々へ情報提供を行うことが求められている。家電公取協ニュースを電子化することで、現行の発行部数では行き渡らない多くの会員や一般消費者にもニュースを読んでもいただくことを目的とする。

また、記事内容についても、今後更に充実させる方向で検討していく。

- ①紙媒体での発行からホームページを連動させた電子メール配信へ移行し、より迅速かつタイムリーにニュースを配信できる体制を整える。
- ②家電公取協ホームページ上にメールアドレス登録（内容更新・削除）欄を設け、登録されたメールアドレスに定期的（当初は年4回発行し、必要に応じて随時発行）にニュースを送信する。
- ③メールアドレスは、法人単位で一括して登録（内容更新・削除）することもできるようにする。
- ④ニュースは、そのまま印刷できる形式（PDFファイル形式）で作成し、ホームページにはバックナンバーを掲載する。  
（既に第93号よりPDFファイル形式で掲載開始）
- ⑤個人情報であるメールアドレスを取り扱うことになることから、特に情報管理面に優れた事業者を協力会社とする。

### 家電公取協ホームページ

<http://www.eftc.or.jp>

### 電子化スケジュール（予定）

平成 19 年 12 月



93号より家電公取協ホームページにおいて、PDFファイル形式でのバックナンバー掲載開始

平成 20 年 7 月



家電公取協ホームページにおいて、ニュースの配信先となるメールアドレスの登録受付開始（予定）

平成 20 年 8 月



通常総会（7/18）の様態等を伝える97号を電子化第1号として発行（予定）

## 製造業部会の動き

### ◎「製造業表示規約」説明会が開催される

製造業表示規約の一部変更（平成19年9月28日認定）に伴い、平成20年2月、東京・大阪地区にて会員各社及びグループ会社の関連部門を対象に「製造業表示規約」説明会が開催された。

製造業表示規約の説明会は、前回の規約変更（平成12年11月）以来、約7年ぶりの開催であったが、世上、「コンプライアンス」の重要性が指摘される中、会場定員を大幅に超える参加申込みがあり、急遽、東京地区での追加開催を決定し、東京と大阪の3会場で延べ771名の参加により実施された。

【日時・会場・参加者数】

地区	日時	会場	参加者数
東京	2/18（月）13:00～17:00	(社) 日本電機工業会 6F会議室	203名
大阪	2/22（金）13:00～17:00	(社) 中央電気倶楽部 本館ホール	285名
東京	2/28（木）13:00～17:00	日立製作所 東お茶の水ビル 2F会議室	283名

説明会は、[第一部] 表示関連事項・[第二部] 広告関連事項の二部形式とし、第一部・第二部の冒頭では山木専務理事より「公正競争規約の意義」等について説明がなされた。

第一部は、表示委員会委員長より今回の規約変更についての挨拶があり、事務局から規約内容の説明がなされた。また、第二部では、広告委員会から具体的な事例とともに詳細な説明があり、活発な質疑応答がなされた。

【説明内容】

- ◆ [第一部] : 表示関連事項（主に商品企画及び関連部門の方々を対象）
  - \* 表示規約の全体概要
  - \* カタログ・取扱説明書・保証書・製品本体の必要表示事項他



- ◆ [第二部] : 広告関連事項（主に広告宣伝・販促及び関連部門の方々を対象）
  - \* 表示規約の趣旨
  - \* 特定用語の使用基準（永久・完全・安全性・最上級及び優位性を意味する用語等）
  - \* 特定事項の表示基準（比較表示、数値表示、認定の表示他）

### ◎「第29回 景品規約遵守体制強化月間」の結果まとまる

当協議会では、景品規約遵守状況の実態把握と違反の未然防止及び景品規約の周知徹底を目的に、年2回、「強化月間」を実施している。また、全国の製造業部会10支部において、この趣旨に基づき、チラシ・DM等収集物の実態把握、被疑事案の迅速な処理等を行い、併せて、参考事例を蓄積しての「事例集」による研修会を開催している。

今回被疑事案件数は16件（前年同期15件）で、その内、会員は4件（前年同期3件）、非会員は12件（前年同期12件）であった。非会員については関係支部より公正取引委員会に申告を行った。

○期間：平成19年10月～12月

○チラシ・DM収集総枚数：6,683枚（前年同期 7,170枚）

○うち景品付枚数：2,491枚（前年同期 2,198枚）

○景品付販売企画件数：7,113件（前年同期 6,649件）

企画内容	企画件数	被疑事案件数		
		合計	会員	非会員
購入ベタ付	3,604件	1件	—	1件
購入抽選	1,751件	6件	—	6件
来場記念品	1,067件	1件	1件	—
来場抽選	559件	5件	—	5件
オープン懸賞	130件	3件	3件	—
共同懸賞	2件	—	—	—
合計	7,113件	16件	4件	12件

### ◎「第30回 景品規約遵守体制強化月間」決まる

【調査対象・調査期間】

- ① メーカー・販売会社企画のDM：平成20年 春・夏合展
- ② 量販店等のチラシ：平成20年5月～7月の内、最低1ヶ月間

◎製造業部会各支部の総会日程決まる

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	4/18(金)	北陸	5/15(木)	九州	4/21(月)
東北	5/8(木)	近畿	4/18(金)	沖縄	5/22(木)
関東	6/6(金)	中国	4/14(月)		
東海	4/22(火)	四国	4/15(火)		

小売業部会の動き

◎「運営委員会」が開催される

平成20年2月29日(金)家電公取協において、運営委員会が開催された。議題は、①小売業部会の組織及び被疑事案処理、②公取協ニュースの電子化、③平成19年度収支状況、④30周年記念事業、⑤第15回消費者懇談会、⑥委員会・WG報告、等について審議・報告が行われた。

このうち、小売業部会の組織については、部会運営と違反被疑事案処理機能の明確化、被疑事案の処理については、公平・中立・迅速な体制の構築を基本的な考え方として、活発な議論が交わされ、引き続き次回委員会において検討することとした。

また、その他の審議事項については、いずれも了承された。

なお、下表のとおり各委員会及びWGの報告がなされた。

会議名	日付	検討項目
規約改正WG	9/25 11/5 1/29	・家電品の対象品目の拡大、「更値引き」表示の取扱い、セット販売時の価格の表記、高率の割引率の表記等を含む規約改正の基本的な方向と具体的な内容についての検討
本部規約指導委員会	11/1	・支部及び地区連絡会の総会開催(準備)状況報告 ・店頭キャンペーン実施(計画)状況報告 ・委員会の事業内容全般についての意見交換
	1/30	・12月度調査結果報告 ・調査事業の見直しについて ・支部及び地区連絡会の総会開催(準備)状況報告 ・店頭キャンペーン実施(計画)状況報告 ・店頭キャンペーン協力員証について
テーマ別消費者モニター研究会報告会	12/12	・「家電量販店のチラシについて」をテーマに、平成19年4月26日～10月24日にかけて研究会を6回開催、報告書をまとめ、12月12日に運営委員会メンバーを対象に報告会を実施

◎平成19年12月度全国一斉調査結果まとまる

調査期間=平成19年11月8日(日)～12月1日(土)

調査概要=小売業表示規約第3条(必要表示事項)型名、メーカー名、自店価格の遵守状況の調査として昭和59年より実施。対象商品はVTR(DVD含む)、CTV、ミニコン、テレコ、冷蔵庫、レンジ、洗濯機、掃除機、エアコンの9品目

調査地点=全国51地点

結果概要=自店販売価格に係る不明りょう表示15,162件(49.9%)の内訳は「更に値引き」等の表示によるもの14,829件(48.8%)、表示なし13件(0.0%)、セット商品に係る不表示320件(1.1%)であった。現在、小売業表示規約の改正を進めており、「更に値引き」、「セット商品」の表示方法についても、その運用基準の見直しを進めている。

【3条調査の時系列変化】

項目	05/06		05/12		06/06		06/12		07/06		07/12	
件数枚数	38,068	743	34,542	772	44,274	767	35,429	732	37,477	710	30,383	601
トータル	16,088	42.3%	17,166	49.7%	22,749	51.4%	17,401	49.1%	18,668	49.8%	15,258	50.2%
型名	429	1.1%	194	0.6%	202	0.5%	180	0.5%	275	0.7%	117	0.4%
メーカー名	219	0.6%	86	0.2%	76	0.2%	95	0.3%	102	0.3%	54	0.2%
自店価格	15,594	41.0%	16,958	49.1%	22,535	50.9%	17,212	48.6%	18,377	49.0%	15,162	49.9%

※表中、件数は対象商品のチラシ掲載総機種数、トータルは規約違反となる掲載総機種数を表わす。

## 行政の動き

### ◎「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」が国会に提出される

公正取引委員会は3月11日「独占禁止法及び景品表示法の一部を改正する法律」の国会提出案を公表した。主な改正点は、「不当な取引制限」と「独占型私的独占」だけだった課徴金の対象範囲を「排除型私的独占」「不当廉売」「差別対価」「共同の取引拒絶」「再販売価格の拘束」「優越的地位の濫用」「不当表示」などに拡大、課徴金減免制度の拡充、カルテルや談合に主導的役割を果たした事業者に対する課徴金の加算など。

#### わたしの意見

当協議会では、登録された消費者モニターの方へ定期的なアンケートを実施しています。その際に寄せられたご意見を「消費者の生の声」として掲載します。

- ① チラシの所々で 5.1ch やフルハイビジョンなどの用語の説明書きやアナログ放送終了のお知らせ、住宅用火災警報機の設置の義務化のお知らせなど記載していて、安売り合戦の価格一辺倒の量販店のチラシに今回、このような表示を見つけて感激しました。最近の家電製品は高性能・高機能であたり前のように専門用語やカタカナ語が使われていて、よく聞かがよくわからない、イメージすらつかめない感じもあるので、チラシの中に簡単に紹介してくれてるのは、来店前の事前の情報としてのチラシの役割をしっかりと果たしていると思う。(杉並区 主婦)
- ② A電気さんの長期保証書のことだが、保証書の用紙内側に<長期保証書>とかかれたレシートが張ってある。セロテープ一枚で貼り付けられたレシートだが、保管するにはちょっと簡単すぎはしないかと思う。もう少し工夫が欲しい。又、商品購入の時についてくる保証書は必ず販売店の印をつけてほしい。押されていないものが時々あるが、これでは保証書の意味がないと思う。(練馬区 主婦)
- ③ 量販店のチラシは情報の重要な発信元。見ているだけでも結構楽しいものがあるが、極端に小さい字で表示されていると、見るのが苦痛だ。使用する活字の大きさは決まっていると思うが、もう少し大きなものにして欲しいと思う。(千葉市 男性)
- ④ 最近購入した洗濯機の取扱説明書が良かったので紹介したい。A社の全自動洗濯機のものであるが、それを使う立場に立ってうまく構成されていると思う。まず目次の項目が「ユーザーがしたい事項」などで分けられ、知りたい事項がどこに記載されているか一目瞭然である。その次に各頁は①タイトルが非常に大きく書かれている②操作手順が順を追って簡潔に書かれている③各手順には参考となる事項のページが分かり易く記載されている④同時に操作ボタンは絵によって書かれ、手順の中の番号と絵の中の番号を一致させている。…等々で、読んでいて理解し難い取説が多い中で非常に良くできた取説であると思う。(市川市 男性)
- ⑤ 先日エアコンを買いました。その店員の説明、もちろん商品について、又、取り付けの注意点を詳しくしてもらいました。追加料金が必要になる場合を何度も言われ、分かり易く良かったです。実際工事して、追加料金がありましたが、納得して支払いできました。(神戸市 主婦)

### ◎人事異動のお知らせ



平成20年4月1日より、藤田 実氏が事務局次長として着任しました。

白田事務局次長の後任として着任致しました藤田実です。

「広告委員会」と「表示委員会」の業務を中心に担当させて戴きます。

消費者の誤認防止と公正な競争環境の確保は適正な情報発信から。この視点に立って、微力ながら全力を尽くす所存ですので、皆様方のご指導、ご鞭撻の程、お願い申し上げます。

#### <編集後記>

桜の開花と競うように編集作業を進めてまいりました。この度、公取協ニュースの電子化が承認され、95号はこの話題を中心に編集致しました。公取協ニュースの電子化を機会に、更に多くの読者の方々のお役に立てる内容にしたいと編集委員一同気を引き締めております。(J・I)

社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-9  
(虎ノ門TBLビルディング2階)  
TEL (03) 3591-6023 FAX (03) 3591-6032  
http://www.eftc.or.jp  
編集・発行人：坂井厚介